

平成28年第1回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成28年2月16日

浅川清流環境組合議会

平成28年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第1回定例会

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	1
議事日程	1
開会・開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
管理者報告	3
会務報告	5
(議案上程)	
議案第1号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第2号 浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第4号 浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第5号 平成28年度浅川清流環境組合一般会計予算	10
議案第6号 平成28年度浅川清流環境組合構成団体負担金について	14
(議員派遣)	
議員派遣の件	15
閉会	15

平成28年

浅川清流環境組合議会会議録

第1回定例会

日時 平成28年2月16日（火）午前10時

場所 東京自治会館

出席議員（12名）

1番	秋山 薫 君	2番	梅田 俊幸 君
3番	西野 正人 君	4番	峯岸 弘行 君
5番	木村 徳 君	6番	さの 久美子 君
7番	本橋 たくみ 君	8番	幸野 おさむ 君
9番	鈴木 成夫 君	10番	田頭 祐子 君
11番	中根 三枝 君	12番	小林 正樹 君

欠席議員（0名）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	大坪 冬彦 君	副管理者	井澤 邦夫 君
副管理者	西岡 真一郎 君	会計管理者	小山 光雄 君
事務局長	高野 賢司 君	総務課長	小坂 彰久 君
事業課長	設楽 尚人 君	総務課長補佐	花野 彰彦 君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書記	青木 哲哉 君	書記	澤 畠 武士 君
----	---------	----	----------

速記委託先 住所 東京都立川市曙町一丁目10番3号

立川速記者養成所 所長 関根 福次

速記者 細川 須美恵 君

議事日程（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者報告

日程第4 会務報告

（議案上程）

- 日程第5 議案第1号 浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 平成28年度浅川清流環境組合一般会計予算
- 日程第10 議案第6号 平成28年度浅川清流環境組合構成団体負担金について
(議員派遣)
- 日程第11 議員派遣の件

午前10時00分開会・開議

○議長（秋山薫君） これより、平成28年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員12名であります。

日程に入る前に、管理者から発言したい旨の申出がありますので、これを許します。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 皆様、おはようございます。発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。副管理者の就任について、御報告申し上げます。

昨年、平成27年12月13日執行の小金井市市長選挙において、西岡真一郎氏が当選され、平成27年12月18日より小金井市長に就任されております。浅川清流環境組合同規約第9条第2項の規定に基づき、正副管理者の互選を行いました結果、新たに副管理者に西岡真一郎小金井市長が就任いたしました。ここで、一言、西岡副管理者より御挨拶をさせていただきたく、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） それでは、西岡副管理者の挨拶をお願いいたします。西岡副管理者。

○副管理者（西岡真一郎君） 皆様、おはようございます。ただいま御紹介いただきました、西岡でございます。

私は、去る12月18日より、小金井市長に就任をさせていただきました。就任直後から、私はごみ問題を市政の最重要課題と位置づけ、精力的にこの課題に取り組んでおります。あわせて、前任の稲葉市長が築き上げてきました、組合議会の皆様方をはじめとした関係者の皆様との信頼関係を、より一層深めるための努力を惜しまず続けてまいりたいと考えています。今後は副管理者として、組合運営に全力で取り組んでまいりますので、どうぞよろしく御指導お願いいたします。

○議長（秋山薫君） 西岡副管理者、ありがとうございました。

○議長（秋山薫君） これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、6番さの久美子議員、7番本橋たくみ議員を指名いたします。

○議長（秋山薫君） 次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（秋山薫君） 次に日程第3、管理者報告を行います。

管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 本日は大変お忙しいところを御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平成28年第1回浅川清流環境組合議会定例会を開いていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

先の定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過につきまして、私より5件の報告をさせていただきます。

1、環境影響評価書案縦覧、説明会実施。

東京都環境影響評価条例に基づいて作成していた、新可燃ごみ処理施設整備事業環境影響評価書案が昨年11月にまとまりました。環境影響評価項目は14項目を選定し、1年以上にわたり調査及び予測、評価をした結果、施設建設予定地周辺に及ぼす影響はほとんどないとの結論に至りました。昨年12月7日から本年1月12日までの年末年始を除いた30日間、評価書案を縦覧及び閲覧に供し、地元説明会は日野市をはじめ4市で計7回開催をしました。この評価書案に対し、都民の皆様や周辺市市長から環境保全の見地に立った御意見をいただき、今後はこの意見に対する見解をまとめ、再度縦覧に供することとなる予定です。

2、実施方針の公表及び特定事業の選定。

組合では、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者選定手続について、その工程において、十分な公平性、透明性を確保するため、いわゆるPFI法の規定に準じて進めており、昨年11月6日に新可燃ごみ処理施設整備・運営事業実施方針を公表しました。その内容は、特定事業の選定に関する事項では、事業方式を設計、建設、運営を一括して受託するDBO方式とすること、民間事業者の募集及び選定に関する事項では、総合評価一般競争入札方式により、募集及び選定を行う予定であること、民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項では、組合と事業者のリスク分担等の方針について示しています。また、本年2月1日には、PFI法の規定に準じ、本事業をDBO事業として実施することが適切であると認め、特定事業として選定し公表しました。

3、事業者選定委員会への諮問。

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の第2回委員会が1月25日に開催され、委員会設置条例に基づき、民間事業者の選定方法に関する事、民間事業者の募集要項及び選定基準に関する事等を管理者から委員会へ諮問しました。委員会での審議・答申を受けた後、入札説明書等を公表して、入札公告を行い、総合評価一般競争入札による事業者選定の具体的な手続に入っております。

4、個人情報保護運営審議会を開催。

平成27年第2回定例会で御承認いただき設置した、浅川清流環境組合個人情報保護運営審議会を1月18日に開催し、11件の保有個人情報等取扱事務を報告しました。組合では、構成団体と同様に情報セキュリティ対策を行い、保有する個人情報を慎重かつ適正に運用するよう努めてまいります。

5、組合情報の発信。

昨年11月に浅川清流環境組合ニュース第1号を発行し、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市の3市全戸に配付しました。昨年7月に開設した、組合ホームページとあわせて組合ニュースを発行することで、構成団体と連携して、3市の皆様には、ごみ減量の啓発や可燃ごみ共同処理化について、より一層御理解いただけるよう、また、施設建設予定地周辺にお住まいの方々には、より御安心いただけるように情報発信してまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げます、議会の御理解、御指導をお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これをもって管理者の報告を終わります。

○議長（秋山薫君） 次に日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれを省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

○議長（秋山薫君） これより、議案第1号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第1号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開等を除く審査請求について、裁決の内容を審査する機能を加える規定を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

本条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第1号、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案を御説明する前に、今回提出いたしました議案第1号、第2号、第3号の背景について御説明いたします。本3件の議案は、行政不服審査法の全部改正に伴う条例の一部改正でございます。行政不服審査法とは、行政が行う処分等について、その処分を受けた国民が、その処分の内容を不服として当該処分の取り消し等を求めるための手続を定めた通則的な法律でございます。

今回の改正目的は、1つ目として、公正性の向上、2つ目として、制度の利便性、使いやすさの向上、3つ目として、国民の救済手段の充実、拡充で、これらの観点から、法律制定後、約50年ぶりに抜本的な見直しが行われたものでございます。

行政不服審査法の改正内容は大きく3点ございます。1点目は、異議申立て手続が廃止されて、不服申立ての手続を審査請求に一元化されたことでございます。異議申立ては、処分庁自体が、その処分が適法に行われたものであるかどうかを判断するものでございましたが、対象となる処分について、上級庁があってもなくても全て審査請求になるということでございます。2点目は、有識者からなる第三者機関を設置して、処分の適法性を検証、判断するというように、審査手続が変更となります。3点目は、審査請求をすることができる期間が、現行の60日から3カ月に延長されることになるということでございます。

本組合では、行政情報の公開決定に対する不服、個人情報の開示決定に対する不服については、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会に不服申立てができることになっております。今のところ、これら以外に行政処分となるような事案は想定しておりませんが、行政不服審査法が改正されたこの時期に、制度として整備すべきと判断したものでございます。

構成市における行政不服審査法改正への対応でございます。日野市と国分寺市では、昨年12月に開催されました第4回市議会定例会に議案が提出され可決されておりますが、第三者機関の設置については相違がございます。日野市では現行の情報公開・個人情報保護審査会に統合いたしますが、国分寺市では単独で設置することになっております。小金井市の状況でございます。市長選挙の関係で、今後開催される市議会定例会で議案が提出されると伺っております。

議案第1号から第3号までは、組合の構成市である日野市の条例改正を参考にして作成したものでございます。前段の説明が長くなって申しわけございませんでした。それでは議案の第1号について説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の6ページ、7ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

条例の表題を、「浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例」から「浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会条例」に改めるものでございます。

その下、第1条でございます。審査会の機能に行政不服審査法の規定による事項を処理する機関としての役割を担わせ、名称も条例の表題と同様に改めるものでございます。

次の8ページ、9ページをお開き願います。

上から4行目、第3章、情報公開・個人情報保護に関する審査手続、第7条から第11条までは情報公開・個人情報保護に関する審査手続を行政不服審査法に準じた手続とするため審査手続を改めるものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、12ページ、13ページをお開き願います。

中段、第4章、行政不服に関する審査手続でございます。第12条は、情報公開・個人情報保護に関する事件以外は行政不服審査法の規定により調査、審議の手続を行うことを定めております。その下、第5章、補則、第13条以降は新たな第12条が1条追加されたため1条ずつ繰り下がっているものでございます。

恐れ入りますが、16ページ、17ページをお開き願います。

この改正条例の付則におきまして、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中に表記されております「情報公開・個人情報保護審査会」の名称を「情報公開・個人情報保護及び行政不服に関する審査会」に改める一部改正も、あわせて行わせていただくものでございます。

恐れ入りますが、5ページにお戻りください。

中段の付則の1、施行期日、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君）　これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君）　なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君）　なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第2号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第2号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、情報公開に関する審査請求について、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会が、審査する仕組みを継続するために必要な規定を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

本条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長(高野賢司君) 議案第2号、浅川清流環境組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

下段、第18条、審査請求でございます。第1項、実施機関が行った公開決定等若しくは第14条第3項の公開決定——この14条第3項の公開決定とは、公開に反対意見がある中で行った公開決定のことでございます——又は公開請求に係る不作為について不服のあるものは行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができると規定しております。第2項、公開決定等若しくは第14条第3項の公開決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しない。改正されました行政不服審査法では、審査請求人と処分庁のどちらの主張が正しいのかを処分に関与しない職員が公平な立場で検討することが原則とされております。この職員を審理員といい、この第9条第1項本文の規定というのは、審査請求がされた場合に審理員に通知しなければならないという規定でございますが、これを適用しないとするものでございます。この部分につきましては、現状と同様の手続とするためでございます。

次のページ、6ページ、7ページをお開き願います。

第19条、審査会への諮問は、旧条例の第18条第2項を独立した1つの条に改めるものでございます。

その下、第20条は条の繰り下げと文言の修正、次のページ、8ページ、9ページをお開き願います。

9ページの右側、旧の第20条、意見書等の閲覧等は、先ほど御審議いただきました議案第1号の第10条により意見書等の写しの送付や閲覧について規定したため削除するものでございます。

その下、第21条は文言の修正でございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

下から2行目、付則、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ、質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、個人情報に関する審査請求について、浅川清流環境組合情報公開・個人情報保護審査会が審査する仕組みを継続するために必要な規定を設けるなど、所要の改正を行うものであります。

本条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第3号、浅川清流環境組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。

4ページの下段、第32条、審査請求でございます。先ほどの議案第2号と同様、第1項では、実施機関が行った開示決定等、反対意見がある中で行った開示決定又は開示等請求に係る不作為について、不服のあるものは行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができると規定しております。

第2項は、これも先ほどの議案第2号と同様、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は適用しないとしております。

6ページ、7ページをお開き願います。

第32条の2、審査会への諮問は、旧の第32条第2項を条立てしたものでございます。第1号から第5号までは審査会に諮問する例外を規定したものでございますが、行政機関の保有する個人情報の保

護に関する法律に合わせたものでございます。

その下の第33条、次のページ、8ページの第34条は文言の修正などがございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

最後の行でございます。付則、この条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第4号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第4号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の規定が施行されたことに伴い、所要の文言の整理等を行うものであります。

本条例の第1条の規定は公布の日から施行し、同条の規定による改正後の付則、第8条の規定は平成27年10月1日から適用し、第2条の規定は平成28年4月1日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第4号、浅川清流環境組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度等を定めております。地方公務員は、地方公務員災害補償法により公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する制度が定められておりますが、議会の議員その他非常勤の職員に対しては条例で補償の制度を定めるものでございます。条例の内容は、地方公務員災害補償法、同施行令等に準じておりますので、今回の改正もこれらの改正にあわせて行うものでございます。

改正の理由の1点目は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行され、地方公務員災害補償法施行令も一部改正が行われたため、所要の文言整理等をしたものでございます。

2点目は、地方公務員災害補償法施行令の一部改正により、傷病補償年金又は休業補償と同一の理由により障害厚生年金等が併給される場合の調整率が改正されたことによるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の2ページ、3ページをお開き願います。この議案は改め文で御説明させていただきます。

2ページの表の上、付則第8条第1項の表を次のように改める、とございます。付則第8条は、他の法令による給付との調整を規定したもので、第1項は、傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金の額について、併給調整に該当する年金の種類と乗すべき率を表記し、4ページの下にあります表、付則第8条第2項は休業補償の額について、同様の表記をしたものでございます。5ページの表の下、第2条は、2つの表の中の調整率0.86という数字を0.88に改めるものでございます。

5ページの中段、付則でございます。この条例中、第1条の改正規定は公布の日から施行し、同条の規定による改正後の付則第8条の規定は、平成27年10月1日から適用するものでございます。また、この条例中、第2条の改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、議案第5号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計予算の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第5号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計予算の提案理由を申し上げます。

平成28年度組合の歳入歳出予算の総額は8億9,913万3,000円であります。前年度と比較して1億6,242万9,000円、22.0%の増額となっております。主な要因といたしましては、前年度は組合設立が7月1日のため9カ月分の予算計上でしたが、本年度は通年の予算計上に伴い、経常的経費である報酬、人件費等による増額分と、新可燃ごみ処理施設整備等の関係経費を新規に計上したことによるも

のであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第5号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億9,913万3,000円とするものでございます。

第2条、債務負担行為、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による、とするものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございます。新可燃ごみ処理施設整備・運営事業、期間は平成28年度から平成51年度、限度額を292億674万7,000円とするものでございます。新可燃ごみ処理施設整備・運営事業につきましては、本年、平成28年に総合評価一般競争入札により事業者の選定を行い、11月には建設工事、運営委託の契約を締結する予定でございます。また、建設工事に係る施設設計、工事、試運転等の監理委託を行い、平成32年度からの本格稼働を予定しております。平成32年度から平成51年度までの20年間、施設の運営に関する業務委託を予定していることから債務負担行為の設定をするものでございます。

歳入歳出予算の詳細につきましては、議案書とは別にお配りいたしました一般会計予算書及び説明書により御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。

1、総括でございます。本年度の歳入歳出予算額は8億9,913万3,000円、前年度の歳入歳出予算額は7億3,670万4,000円であり、前年度と比較して1億6,242万9,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、前年度は組合設立が7月1日のため9カ月分の予算計上でしたが、本年度は通年の予算計上に伴い、経常的経費である報酬、人件費等による増額分と新可燃ごみ処理施設整備等の関係経費を新規に計上したことによるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入の主な内容を御説明申し上げます。

最上段の款1分担金及び負担金。9ページの説明欄の上段、組合構成市負担金でございます。組合運営に係る事務経費につきましては、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をしていただき、周辺環境整備負担金は国分寺市、小金井市の2市で負担していただくものでございます。

次の段、款2国庫支出金。9ページの説明欄、循環型社会形成推進交付金につきましては、組合が実施する、ごみ処理施設建設環境影響評価業務委託料、新可燃ごみ処理施設整備・運営に係るアドバイザー業務委託料に係る交付金でございます。

次に歳出の主な内容について御説明申し上げます。恐れ入りますが、10ページ、11ページをお開き願います。

款1議会費、項1議会費、11ページ説明欄の上段、1議会事務経費でございます。議会事務経費として、議員報酬、事務経費等を含め607万5,000円でございます。

下段の款2総務費、項1総務管理費の説明欄、1一般管理経費でございます。管理者等の報酬、職員給与、事務機器等の使用料、日野市周辺環境整備負担金等を含め7億6,738万3,000円を計上しております。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。

款3事業費、項1ごみ処理費の説明欄、1施設建設経費の13委託料でございます。2行目、ごみ処理施設建設環境影響評価業務委託料、3行目、新可燃ごみ処理施設整備・運営に係るアドバイザー業務委託料は、平成27年度までは日野市の予算で実施しているものを、平成28年度より組合予算で実施するものでございます。その下、新可燃ごみ処理施設建設工事監理委託料は、新可燃ごみ処理施設建設工事に係る施設設計、工事、試運転等の監理等を行うための委託料でございます。

その下、15工事請負費、新可燃ごみ処理施設建設工事は前払金を計上しております。新規に計上をいたしました事業費等を含め施設建設経費として、合計1億2,267万5,000円となっております。

その下、款4予備費は300万円でございます。

16ページ以降は給与費明細書でございます。職員給与につきましては、昨年の第1回組合議会定例会でも御説明いたしましたとおり、派遣元の給与に関する規定の例により支給するということになっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。幸野議員。

○8番（幸野おさむ君） 一般会計予算の歳入歳出予算事項別明細書の15ページのごみ処理施設建設環境影響評価業務委託料にかかわってお尋ねしたいというふうに思いますけれども。

先ほど、管理者から環境影響評価の縦覧等が行われて御意見が寄せられたというふうな御報告がございましたが、私も一部事務組合の議員として、この環境問題、特にこの周辺ですね。施設周辺の環境問題に、どれだけ努力できるか誠意を見せられるかというのは、非常に重要な問題であるというふうに考えてございます。その点で、この間、日野市さんのほうで、鋭意御努力されてきているということ自体は承知もしておりますし、本当に大変な御努力だったんだろうというふうに思うわけですが、しかしそれが今度一部事務組合として引き継ぐというか、今後の手続を行っていくという場面に恐らくなるんだろうと思うんです。そういう中であって、影響自体は今の時点ではそんなに影響はない、ほとんどないという形で報告されていましたが、今後、施設の解体、あるいは基礎工事や建築、完成、その後の運用という形になった際に、環境問題というのは往々に変化してくる問題がございまして、今の時点での評価だけにとどまらないことが起きる可能性も充分にあるだろうと思うんです。今の時点で抜かりなくやっただけでいるということ自体はあると思うんですけれども、そういう中であって、やはり一部事務組合の管理者、それから我々議員、それから構成市の市民が、その問題について、やはり重要な関心を持って取り組まなければならないというふうに私考えているんですが、今の時点で、これは予算の中の数字しか出ておりませんが、管理組合として、その問題について、今後どのように対応されていこうと考えていらっしゃるのかということについて、御認識をお伺いしたいと思います。

○議長（秋山薫君） 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 環境に対する認識のお尋ねでございます。

先ほど、管理者報告にもございましたとおり、昨年の11月に環境影響評価書（案）がまとまりまして、12月から縦覧、閲覧、あわせて説明会を開催しております。

少し御説明させていただきますと、縦覧、閲覧につきましては、合計で35名の方に書類を見ていただきました。同時に並行で行いました説明会は、日野市におきまして4回、周辺の市であります国立市、多摩市、府中市で1回、合計で7回開催いたしまして、延べ75名の方が出席をされました。その説明会の中では、たくさんの御意見、御質問をいただきまして、私ども組合としては、真摯に丁寧な説明を差し上げたというふうに思っております。この説明会を踏まえまして、東京都に対し、25件の意見書が提出されております。内訳としては、周辺の市長から4件、住民の方から21件ということでございます。この意見につきましては、これから実施主体であります組合として見解書をまとめまして、見解書を再度縦覧いたします。ということで、意見書で出していたいただいた御意見等については、この見解書の中で組合として回答差し上げると同時に、説明会でもお答えしたことについては、しっかりやっていきたいというふうに思っております。説明会の中でも出された御意見の中には、やはり周辺の環境、住民の健康という御意見がございましたので、そういう点については十分に留意してやってまいりたいと思っております。

なお、今おっしゃられた、今の評価だけにはとどまらないということですが、実際には施設建設が始まってまいります平成29年度以降、事後調査を行ってまいりますので、これまで行った予測評価が実際にどうなのかということもあわせて行ってまいりますので、そういう点でもしっかりと対応していきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（秋山薫君） 幸野議員。

○8番（幸野おさむ君） これまでの御努力自体は本当に多大なものがあったんだろうというふうに私も推察をしておりますし、今後についても、事後調査も行われるということの中で対応していくということですが、やはりこの問題というのは、いくらやっても、それで全てオッケ一だということにはならないんだろうと思うんです。なので、そこ自体は我々自身も一部事務組合あるいは議会としても、地域住民の皆様方の生活環境、住環境というものをきちんと守っていくために引き続き努力をしていかなければならないというふうに考えておりますので、その辺についてはぜひよろしく願いできたらと思います。

もう1点は、一般会計予算及び説明書の4ページのところなんですけど、債務負担行為の設定金額でございます。平成28年度から平成51年度までに292億674万7,000円ということでございます。その内訳については、20ページ、21ページのところに、国・都支出金が56億円、地方債が99億円、一般財源が136億5,000万円という形で内訳が載っておりますけれども、これ計算すると、地方債、一般財源で約235億円という形で、24年間の期間のうちに235億円の一般財源、地方債というものが発行されると。単年度に割りかえますと、年間10億円ぐらいの支出という形になっていくわけですが、これについては、そもそも施設の建設費自体と運営費という形があるわけですが、基本設計書が平成26年3月に日野市さんのほうでまとめられていますけれども、概算事業費などが出されております。これ自体もいろいろ変遷の中で、この概算事業費というのは出されているのだろうと思うんですが、やはりコスト自体も3市かなり年間10億円という形で、単純に3市で割れば3億ちょっとという

形になるわけですが、そういう負担がかかってくるという問題になると思います。これ当然市民の税金という形になると思いますので。そのコスト自体は、やはりきちっとかけなければならない部分については、やらなければならないというふうに私考えているんですけども、一方で一部事務組合としても、コスト削減という問題、抑制していくという姿勢というのも非常に大事だと思っています。今の時点で何か具体的にどうこうという話ではないわけですが、一部事務組合としての現時点での取り組みあるいは姿勢などをお伺いしたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（秋山薫君） 高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 施設の建設等に対するコスト削減の組合としての意識を問われております。私どもといたしましては、これから入札公告を行って事業者を選定してまいりるわけですが、これまでコストの削減に留意いたしまして、要求水準書等を作成してまいっております。今後の入札におきましても、そのコストの削減は図れるものというふうに思っております。なお、コスト削減については十分行っていくわけですが、一方で周辺住民、周辺環境への配慮、周辺住民への健康のことという問題もございます。これらの面についても十分に配慮しなければいけないというふうに思っております。なお、詳細につきましては、これから入札公告を行って事業者から提案を受けていくわけですが、その提案を受けて事業者を選定するとともに、契約後過不足なく進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（秋山薫君） ほかに御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより議案第6号、平成28年度浅川清流環境組合構成団体負担金の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者（大坪冬彦君） 議案第6号、平成28年度浅川清流環境組合構成団体負担金についての提案理由を申し上げます。

本議案は、組合規約第13条第2項の規定に基づき、平成28年度浅川清流環境組合構成団体の負担金の合計として、8億9,454万4,000円を負担していただくものであります。

詳細につきましては事務局長より説明いたさせますので、よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

す。

○議長（秋山薫君） 事務局長から詳細説明を求めます。高野事務局長。

○事務局長（高野賢司君） 議案第6号、平成28年度浅川清流環境組合構成団体負担金について御説明を申し上げます。

負担金の内訳といたしましては、日野市に事務経費負担金として9,818万2,000円、国分寺市と小金井市の各々に事務経費負担金として9,818万1,000円ずつ、周辺環境整備負担金として3億円ずつの合計3億9,818万1,000円ずつを負担していただくものでございます。

以上でございます。よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（秋山薫君） これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

（「なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

○議長（秋山薫君） これより、日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第98条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（秋山薫君） 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長（秋山薫君） 本日の日程は全て終わりました。

これをもって平成28年第1回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午前10時50分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川清流環境組合議会議長 秋 山 薫

署 名 議 員 さ の 久 美 子

署 名 議 員 本 橋 た く み